

短時間・有期雇用労働者の雇用 ポイント

事業主の義務（短時間・有期雇用労働法）

短時間労働者 ：1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者（＊）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者
有期雇用労働者 ：事業主と期間のある労働契約を締結している労働者
*「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者および正規社員がいない場合は、恒常に従事するフルタイムの基幹的労働者をいう（以下、まとめて「正社員」と表現）。 正社員と短時間・有期雇用労働者との区分は「職務内容、職務変更・配置変更の範囲等」で判断される。

基本的な努力義務 （第3条）	短時間・有期雇用労働者の就業の実態等を考慮し、雇用管理の改善等の措置等を講ずることで、正社員との均衡待遇の確保等を図り、短時間・有期雇用労働者の能力を有効に發揮することができるよう努める。
労働条件文書での明示義務 （第6条） ※過料付きの義務	<p>(1) 労働基準法等で定める明示事項（労基法第15条ほか） 有期雇用労働者については、雇入れ時または契約更新時に、次の事項も明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①契約期間（原則3年が上限） ②契約更新の有無（有の場合：契約更新を行う場合の判断基準） ③更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無とその内容の明示 *更新上限を新設または短縮しようとする場合は、その理由をあらかじめ（新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要となる。 ④（無期転換申込権が発生する有期労働契約の契約更新の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示 ・無期転換後の労働条件の明示 *無期転換後の労働条件を決定するに当たって他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者等）とのバランスを考慮した事項（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲等）の説明を行う努力義務がある。 <p>(2) 短時間・有期雇用労働法で定める明示事項 雇入れ時または契約更新時に、次の事項を文書で明示する義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昇給の有無 ②退職手当の有無 ③賞与の有無 ④相談窓口
不合理な待遇の禁止 （第8条）	短時間・有期雇用労働者と正社員の待遇（基本給・賞与・その他）の間で、次の要件に照らして不合理な相違があつてはならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ①職務の内容（業務の内容および責任の程度をいう） ②職務の内容・配置の変更の範囲（転勤、昇進等の人事異動や役割の変化等） ③その他の事情（労働者の経験や実績等）

差別的取扱いの禁止 （第9条）	正社員と職務内容が同一の短時間・有期雇用労働者であつて、その雇用期間中、職務の内容・配置の変更の範囲が同一と見込まれる場合（「通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者」という。）は、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、基本給・賞与・その他の待遇に差別的取扱いをしてはならない。
正社員との均衡配慮 （第10条～12条）	<p>①賃金：努力義務 ②教育訓練：義務（職務の内容が同じ）：努力義務（職務の内容が異なる） ③福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）：義務</p>
正社員への転換等 （第13条）	正社員への転換の機会等の付与義務 <ul style="list-style-type: none"> ①正社員の募集時 ②正社員の新たな配置時 ③正社員転換推進措置 等
雇用管理改善等の説明義務 （第14条）	<p>(1) 短時間・有期雇用労働者を【雇い入れたとき】の説明義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不合理な待遇の禁止（第8条） ②通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止（第9条） ③通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者「以外」の短時間・有期雇用労働者に対する賃金、教育訓練、福利厚生施設（第10条～12条） ④通常の労働者（正社員）への転換（第13条） <p>(2) 短時間・有期雇用労働者から【説明を求められたとき】の説明義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由 ②労働条件に関する文書の交付等（第6条） ③就業規則の作成手続（第7条） ④不合理な待遇の禁止（第8条） ⑤通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止（第9条） ⑥通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者「以外」の短時間・有期雇用労働者に対する賃金、教育訓練、福利厚生施設（第10～12条） ⑦通常の労働者（正社員）への転換（第13条）
短時間・有期雇用管理者 （第17条）	雇用管理の改善のための「短時間・有期雇用管理者」選任の努力義務
苦情処理 （第22条）	苦情の自主的解決の努力義務